

Title	錢莊の発行する莊票に就て
Sub Title	
Author	及川, 恒忠
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1925
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.5 (1925. 5) ,p.697(23)- 725(51)
JaLC DOI	10.14991/001.19250501-0023
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250501-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Partyの言は新たに甦らなければならなかつた。

(附記) 吾人は近く「社會政策時報」に寄せたる前掲小論文に於て、人口學說史の概観を與へんことを企圖した。本篇は些か其の一部を擴大して論じたるものである。筆者は篇中特に前論文中に逸したる Growth の人口論を紹介するに努めた。而して前論文中に擧げたる字句は出來得る限り茲に之れを繰返すことを避けた。

錢莊の發行する莊票に就て

及川恒忠

支那各地の錢莊が發行する『莊票』は、いろいろな意味に於て重要なものである。是を市場の實際から看るに、莊票は都市の有らゆる商業に於て極めて圓滑に轉帳流通し、銀行兌換券と略ぼ同様な職分を果してゐる。取引の大部分は概ね之が受授に由つて行はれ現金の受授に俟つことは比較的尠ない。勿論小切手(支票)も現金受授の代用に使はれること相應に盛であるが、莊票受授の盛行に較らば、到底同日の談でない。

是を錢莊自身に就て看る。莊票の發行は錢莊の行ふ各種の銀行業務バンキヤクの中、極めて慎重に嚴肅に取扱はれねばならぬ最も重要な業務である。何故といふに、錢莊の行ふ貸附は多くは現金によるのではなく主として莊票を以て行はれ、且つ錢莊

自身の支拂も亦多くは莊票を以て支拂はるゝことが事實であるから。随つて莊票の發行が慎重を缺き、濫發に陥るやうなこともありとすれば、錢莊の信用を害することは勿論、恐慌又は各種の事由に基く社會的經濟的秩序の紊亂に際して、錢莊は莊票の現金支拂に窮し、遂には閉店、倒産の羽目に立ち至る虞がある。後段述ぶる如く一九〇七年乃至一〇年に互つて世界的に沸騰したゴムの投機取引に手を染めた錢莊が、一〇年以後の急激なる市況の凋落から蒙つた著しい打撃や、一年の革命に際して幾多の倒産店を續出したことなどは一つに懸つて莊票の濫發に起因したのである。近くは昨年、江浙戰爭に當つて上海錢莊の大多數が業務の維持に著しき困難を嘗めたのは之亦莊票の發行多額に過ぎ、之が現金支拂を持続することが出来なかつた爲めである。

更に是を支那に在つて商業に従事する者から謂へば、稍々大なる取引を行ふ者は何人と雖も必ず莊票を受授しなければならぬのであつて、此點に於ては全く支那商人と同様である。

筆者は恚うした色々の意味に於て莊票の調査は必要であり、忽諸に附すべきでないと思ふ。本文の叙説は既に公にされた幾多の調査と筆者が昨年、上海に遊べるとき親しく見聞した所とに基くもので、勢ひ上海の錢莊を主なる客體とする。

二

抑も莊票は錢莊の發行に係り、裏書を要することなく市場に轉輾して取引の決済に用ひられ、所定の期日に於て現金に引換へ得る無記名約束手形である。手形面には金額、現金支拂期日、發行錢莊の店名並に莊票の番號等を記載し、期日、番號、金額の上には錢莊の印鑑が捺印される。受取人の氏名は全く記入されない。英米人は普通に之を呼んで Native Bank Order 若くは單に Native Order としてゐる。

その是を發行する場合に二つある。第一は錢莊が銀行勘定を開ける『莊客』——取引人——の需に應じて發行する場合で、此種の發行に係かる莊票が最も多い。第二は錢莊が他より需められずして、自ら之を發行する場合で、錢莊自身の支拂に充つる爲めである。而して第一の場合には莊客の銀行勘定が、錢莊をして莊票を發行せしむるに足る丈けの充分な Credit Balance を有するが故に需に應じて發行する場合と、之に反して莊客の Credit Balance が充分でないにも拘らず、當座貸越の

形式に於て之を發行する場合とがある。後者の場合は所謂の信用貸附であつて、如何なる錢莊も此種の莊票を少からず發行する。元來錢莊の預金は殆ど無利子に近いのにも拘らず、莊客が猶ほ之に甘じて預金勘定を開く所以は、畢竟恣うした當座貸越を受けんが爲めである。錢莊が之に由つて不斷の危険に曝らされる程度は吾が市中小銀行の夫れ以上である。

第二の場合、則ち錢莊自身が莊票を發行する場合にも亦いろいろある。或は莊客の預金引出しに對する支拂として發行することあり、或は莊客の振出せる支票(小切手)に對する支拂とし發行することもある。更に又、錢莊の貸附は擔保附たると無擔保たるとを問はず、現金をよりも莊票を交付することが一般普通であるから、此必要に基いて發行する莊票も少くはない。

孰れの場合に發行されたるを問はず、莊票は無記名約束手形であるから、現金の支拂を約束してゐるものは錢莊自身である。故に假令、夫れが莊客の依頼によつて發行されたものであるとも、錢莊が自身の爲に振出すところの小切手と全く實質とを同じうする。所詮、錢莊の有する預金と一般、錢莊の債務勘定に屬するものであることは言ふまでもない。

しかも、莊票は小切手、爲替手形と異り全く裏書されることなく、受授當事者の承諾の下に於て轉帳流通するのであるから、其性質、恰かも銀行兌換券に髣髴たるものがある。が、夫れは所謂の兌換券ではない。普通に解せれる所に據れば、兌換券とは銀行が其取引人の需に對して現金若しくは政府紙幣を交付する代りに交付するところの一覽の Promissory note であつて、現金支拂の期日を定むるものは所謂の兌換券ではない。ソコで莊票に就て看る。莊票には一覽拂のもの、支拂期日を定めたるものとの二種がある。

支拂期日を定めたるもの(期日を記入する故)は支拂期日を定むるが故に所謂の兌換券でないことは言ふまでもない。民國四年十月に公布された『取締紙幣條例』も其第一條に

凡印刷或繕寫之紙票。數目成整。不載支取人名(受取人氏名)及支付時期(支拂期日)。憑票兌換銀兩銀元銅元制錢者。本條例概認爲紙幣。

と規定して、受取人氏名、支拂期日を明記せざる支拂の約束證券丈けを紙幣と認め、

支拂期日を定むるものは紙幣と認めてゐない。

問題は一覽拂の莊票(即刻拂の意味を明示する爲票面に即字が捺印)の性質如何である。之を前掲取締紙幣條例に照合すれば、此種莊票は明に本條例の認めて以て紙幣なりとするものに該當する。而して裏書せられることなしに轉帳するのであるから、其實質は疑もなく所謂の兌換券であると謂はれよう。然るに莊票には亦別箇の特種の性質があつて、その爲一覽拂の莊票をも普通の兌換券とは自ら區別されねばならぬのである。何にか。莊票は期票でも即票でも、孰れにしても所持人が遺失し又は盜難にかゝつた場合に、其人は發行錢莊に對して停止を請求し、且つ新聞紙上に公告して該莊票の無効たる可きことを聲明さへすれば、夫れで全く廢紙となつて了ふのである。『上海錢票公會修訂營業規則』は第三十六條に於て此點を明記してゐる(後段參看)然るに普通の兌換券には此やうな點は性質づけられてゐない。

また莊票の現所持人は、發行錢莊が倒産又は其他の事由によつて現金支拂を停止した場合には、直接先きの所持人則ち該莊票を交付したる者に對して現金支拂を請求し得るのである。此場合現金支拂の請求は莊票を轉帳したる關係人を順次に溯つて行く。上海錢業公會修訂營業規則は此點に就ては別に規定を設けてゐないが、既に古くから一般に認められた事實であつて、大理院の判決も亦償還請求のかうした溯行を認めてゐる(後段參看)。然るに普通の兌換券には恣うした性質は見られない。銀行が兌換停止を行つた場合に之に由つて蒙る損害は兌換券の所持人丈けである。

かくて明白である、莊票は其一覽拂のものすらも普通の兌換券とは自ら辨別する可き特性を具備する。

三

期票は即票に較らべて遙に多く使用轉帳され、普通莊票と言へば期票を指す場合が多い。期日は短期であることを原則とし、普通には三日、五日、十日のもの多く、十五日以上の期日を定めるものは殆ど稀である。上海の錢業公會に加入せる錢莊の期票は十日以内と定められてゐる(註I)。但し實際には十日以上のものも稀に見受けられるといふ。

今日、在支外商の受入れる期票は三日、五日附のもの多く、十日を超ゆるものは殆ど皆無である。蓋し支那の對外取引が旺盛となるにつれ、外商の受入れる莊票も多額に上り、自然現金引換の速に行れることの必要に逼られた爲、かくは期日を短縮せしめたのである。外商が支那商人をして期日の短縮に同意せしむるまでには少からぬ困難を嘗めたのであつて、時に商品代價の割引を其代償とさへしたこともあつたのである。が、十九世紀後半、支那の對外取引、隆盛となるに随つて、期日短縮の必要と傾向とは既に一般に認められる所となつてゐたことは争はれぬ。然るに革命に際して外商は錢莊の倒産から著しい損害を蒙つたところから、爾後十日以上の期票は之を受入れぬこととなり、今日に及んだのである。

期票は錢莊相互の振替決済の方法(匯割)によつて相殺されるのを普通とするが、所定の期日に至つて所持人が發行錢莊に就て現金の支拂を要求する時は、上海では其支拂は翌日に於て始て行はれる(註II)。地方に由つては票面に『見票遲五天』とか遲幾天と記入して、現金の支拂は莊票一覽後五日目又は數日目に行はる可き旨を示めすものもある。又上海では現金支拂の時間を毎日午後二時限りとし、票面

に『二點鐘後明日照付』と捺印して二時以後は翌日に延ばすことになつてゐる。尤も舊曆十二月十五日より年底に至るまでは、此種の制限は除かれてゐる(註III)。

註I 上海錢業公會修訂營業規則の第三十一條に『各莊所出莊票、至多以十天爲限。不得再遠』と規定されてゐる。

註II 同規則第三十二條に『各莊所出莊票、及本埠(上海)支票外埠(上海以外の土地)匯票(爲替手形)等、均係匯割(振替)による決済。屆期如持票取現、概歸次日照付』とある。

註III 同規則第四十六條に曰ふ、『各莊收票、以午後二點鐘爲限。逾限歸次日付。惟舊曆十二月十五日起至年底止。隨到隨付』と

四

莊票は錢莊に取つては其の有する預金と同じく錢莊債務勘定に屬するものであつて、之が現金引換を約束してゐる者は則ち錢莊自身であることは、既に之を摘録した。されば、この點からのみ之を観ると、莊票を發行せしめた莊客は、後日其莊票が發行錢莊に於て現金に引換へられるか否やに就ては直接に何等の責任を負はぬもののやうに思はれる。が、決してソウではない。既述の如く、錢莊が倒産又

は他の事由によつて莊票の現金引換を停止した場合には莊票所持人は前所持人に對して、之が現金支拂を請求し得るのである。畢竟、莊票は裏書なくして轉帳する無記名證券であるけれど、要するに現金支拂の約束手形に外ならぬので、所謂兌換券ではない爲めである。則ち莊票を以て支拂の用に供したる者は、其現金引換に就て之を保證する立場に置かれるのである。民國五年度の大理院の判決(上字三〇二號)は此種の請求權を明に認め、さて曰ふ

持票人不得要款之付兌。自有對於出票人轉讓人。請求償還之權。惟求償權之行使。須於相當期間內通知。是爲必要之條件。至其相當期間若何。我國法律既無明文規定。祇得依各地方之習慣。以爲判斷

故に此種の請求權の行使は、相當の期間内に之を前所持人に通告することを以て必須の要件とする丈けである。而して所謂相當の期間は各地の習慣に従へば夫れでよいのである。

又上海錢業營業規則は、一錢莊が其取引商人より收受したところの他莊發行の莊票が發行錢莊の倒産閉店又は其他の事由に基いて、期日到來するも現金に引換

られぬ場合に、收受したる錢莊が採る可き處置に就て下の如く規定してゐる

各莊逐日經收到期各票。倘遇出票者(發行錢莊をいふ)不測。雖票面塗銷。而銀未收到。次日仍將原票退還原家(取引商人を指す)。惟不得遲至三日。仍遲延三日。尙未退還。歸執票者(收受したる錢莊を指す)自理第三十三條

則ちかゝる場合には錢莊は其の不渡り莊票を取引人に返還し、始めより之を收受しなかつたものとするのである。但し返還の期間は三日以内に限られ、之を過ぎた場合には、取引人に對し始めより莊票を收受しなかつたものとする事は出来ない。錢莊は取引人又は發行錢莊と自ら談合して何等かの處置を採る外に路がないのである。北京、天津の錢莊に於ても略ぼ同様のことが事實上行はれてゐるといふ。

莊票の遺失、盜難等の場合に於ける莊票の處分に就ては曩に言及した如く、該票の現所有者は一面、發行錢莊に通告して現金引換を停止せしめ、他面新聞紙に公告して無効を聲明するのであるが、其後一百日を経過したならば、失票人は該莊票の現金支拂を發行錢莊に請求し得るのである。但し此場合には發行錢莊が信任す

る所の人を以て保證人として請求しなければならぬこととなされてゐる。尤も莊票の盜竊が莊票の監守者(管理人?)によつて行はれたのであれば、現銀支拂の請求権はないのである。又、失はれたる莊票が騙取されたのであることが明であり、且つ既に他の錢莊に交付され、或は既に之を以て貨物を買入れたことが、受取證書其他の書類に由つて立證され、貨物の現存に由つて確證せられる場合には、該莊票は無効のものとして現金支拂を停止せしめることは出来ない。仍ほ他人が莊票を拾得して之を所有者に返還した時は、所有者は毎千兩に付て十兩を謝禮として酬ゆるのである。是等の事項は凡て上海錢業營業規則の規定する所、其條項は悉うである。

- (イ) 各業行用莊票。如實被盜竊。或遭水火不測。及確係遺失。曾經登報存案作廢者。得向該莊掛失。暫行止付。過一百日後。失票人可覓保立據收銀。擔保之人。順該莊所信任。如監守自盜者。不在此例(三十六條)
- (ロ) 掛失之票。查係自受愚騙。票入人手。或已付莊。或已買貨。查明確實。有賬賬。或受領證其他の取引書類を指す可稽。有貨可指者。俱不能止付(三十七條)
- (ハ) 莊票遺失。有人拾得。將原票送還者。照前清咸豐年間稟准成案。每千兩酬十兩

(三)十八條

嗣いで考へうる可き問題は、莊票發行の錢莊が何等かの事由に由つて倒産したる際、其莊票は之を如何に處分するかといふことである。此點に就て、筆者は茲に之を詳述する資料を持つてゐないが、上海錢業營業規則の第十九條に

遇有倒賬。無論何項存欠(存款と欠款をいふ。則ち預金と)應援照前清光緒三十四年上海晉益升、漢口怡和興、怡和利、怡生和、凡て錢莊の商號等成案。不論官商洋款。一律公收公攤。

とある所から看るに、錢莊倒産の場合には有らゆる債権者は、光緒三十四年中に起つた上海の晉益升や漢口の怡和興其他の錢莊の倒産の際、採られたる處置を前例とし、是に仿照して、該錢莊の有する現金——夫れは官憲の預金たると、商人の預金たると或は外人の預金たるとを問はないが——を債権者全體に於て差押へ(公收)然る後、債権に按分して之を分取する(公攤)のである。されば、此規定丈けから判斷すれば、莊票の所持人も其債権に就き他の一般債権者と同等の地位に置かれるものやうであるが、事の實際に於ては、莊票の所持人と預金者とは、他の債権者に對

して該錢莊の清算の際、優先權を持つのが慣例であるといふ。

莊票は期日到來に先立つて、他の錢莊又は銀行に於て割引を受けることが出来る。割引を受け得る莊票は、たゞに本地の信用ある錢莊が發行したものの丈けに限られるわけではない。他地の莊票と雖も本地に於て信用の厚い段實なる錢莊の發行に係かるものであるならば、やはり割引を受け得るのである。上海錢莊は割引料に就て最高率を定め、一千兩に就き五錢とした(註IV)。

莊票が現金に引換へられる際、錢莊が手数料を徴することがある。地方に由つては徴しない處もあるが、上海では一般に徴收してゐる。普通に『票力』と稱せられるものが即ち此種の手数料で、力とは力役、則ち勞働に當る。詮まり、錢莊が莊票の現金引換を要求せる莊客の住宅まで、其店員若くは苦力をして現金を送附するに當つて必要とする勞銀の一部を莊客より徴するといふのに外ならぬ。而して票力には『單力』と『双力』との二種あるが、孰れにしても必ず票面に加印される。之を英譯すれば Single labour と Double labour 下、前者は現金輸送の片路の勞銀、後者は往復の夫れといふ意味を持つのである。上海では從來兩者とも行はれ、錢莊相互の間

は單力で、每一千兩に付き一百文を徴し、一般莊客に對しては双方で、其倍額を徴したといふことであるが、今日は凡て双方が用ひられ、夫れは每一千兩に付き一錢と定められてゐる。但し莊票の割引には票力を徴しない(註V)。

註IV 營業規則第十五條。

本埠或外埠往來票貼(貼とは割引)最多以五錢爲限。

註V 同規則第十一條。

票力一項。付來係雙力。票每千兩。控付銀一錢。倘尙有票貼及付來洋商銀行票。不在此例。

五

各地の錢莊は、僅に上海の『匯劃莊』と稱する錢莊を除けば、一般に手形交換所の制度に由つて莊票の決済を行ふまでに未だ發達してゐない。莊票の錢莊相互の間に於ける決済は極めて原始的に行はれる。則ち錢莊は其受入れたる莊票を相互に發行錢莊に直接に差し付け、現金の支拂を需むる丈けである。但し何すれの地方の錢莊も、能ふ限り現金の受授使用から免れることに盡めるので、錢莊相互の銀行勘定が許す場合には、帳簿の上で此等の莊票を彼此相殺し、相殺尻を現金又は折

票錢莊相互間丈けに用ひらるゝ手形)を受授して決済することは勿論一般に行はれる。銀行勘定が直接の相殺を許さぬ場合に、莊票を差し付けられたる錢莊は直に現金を支拂ふかと言ふに、決してソウではない。普通に他の錢莊宛の小切手(支票)を以て支拂はれ、結局其莊票は下のやうな姿に於て間接に相殺されるのである。錢莊Aが錢莊Bに莊票の現金支拂を求めたとする。BはC錢莊宛の支票を振出して之に應ずる。Cも亦之に對してD錢莊宛の支票を以て支拂ふ。而してDがAより現金の支拂を受く可き勘定を有するとすれば、茲に該金額は兩者の帳簿に於て相殺されて了ふ。則ち莊票の現金引換は事實に於て多く行はれず、現金引換の要求は錢莊の間を轉々往來しつゝ、自ら姿を消して了ふのである。F. L. Wong (汪?)氏が嘗て遠東時報に述べた所はこの邊の消息能く明かにするに應はしい。さて曰ふ

「二錢莊が他の錢莊より莊票の現金支拂を受くるに當つては、店員は發行錢莊を訪れて、先づ其計算係に莊票を手渡しするか、若くは其机上に残して立ち去つて了ふ。彼は此莊票に對して何等の受領證を受取らぬ。つまり錢莊や商人の間に行はるゝ厚い信用の驚く可き例である。立ち去つた彼は更に別の錢莊に赴く。」

其日の午後又は夕刻に至つて、さきの店員又は別の使ひが、既に計算係の下に残されたる莊票の支拂に對して再び其錢莊を訪れる。此場合、彼は現金の支拂を受くる代りに、差し付けたる莊票の支拂は、發行錢莊が直に現金を引出し得る他の一、若くは數ヶの錢莊——別言すれば發行錢莊が莊票の現金支拂を要求し得る他の錢莊から受領す可きことを依頼される。依つて彼は其指定されたる一若くは數ヶの錢莊に對し支拂を求めに趨く。然るに此等の錢莊も亦自ら支拂を爲さずして、取引ある他の錢莊より支拂を受けるやう依頼する。指定された錢莊はソウした工合に順送りに別の錢莊を指定する。かくて使者は莊票の金額の僅に一部のみの支拂を受くるに過ぎぬことあり、或は全く支拂はれぬこともある。と、いふのは使者が指定錢莊の間を往來することは單に關係錢莊の間に於ける貸借勘定の決済に終はることがあるから。時に彼は單に莊票の額面に相當する金額が、發行錢莊の債務から抹拭されたことの證據を齎す以外に何

物も持たずして、發行錢莊の處に歸つて來ることもあるが、此時發行錢莊は始めて彼と現金によるか或は別の方法を以て決済する×××(註VI)

然るに今日上海錢莊のあるものは手形交換所による莊票の決済を行ふてゐる。固より外國制度に仿つたのであつて、始め上海の外國銀行に備はるゝ買辨を仲介者として買辨室に於て交換せられたのに端を發する。今は『錢行』と稱する錢莊の俱樂部を以て交換所に當て、各錢莊の店員は毎日夕刻此處に相會同して相互の貸借勘定を決済するのである。交換所は現金を受授することなく折票—錢莊相互の間に用ひられる約束手形—の受授により、六月、十二月の決算期に始めて現金を以て折票勘定を決済する。此種の錢莊は莊票の交換に参加しない他の錢莊から自らを區別する爲め、特に『匯劃莊』と命名し、其發行する莊票には必ず『匯劃』の二字を加印する。匯劃の二字は模糊たるもので、其意義に就ては多少の質疑ないでもないが、莊票を帳簿の上で振替(匯して)へて決済する(劃する)といふことである。(註VII)

而して匯劃莊は上海の錢莊の中概して資本多く且つ營業も隆盛なものが多い。その莊票も亦他の錢莊の夫れよりは一層信用あるもののやうである。

註 VI J. L. Wong: The Use of the Native Bank Orders. The Far Eastern Review, vol. XV, No. 6, June 1919.

註 VII Wong 氏も匯劃の二字を左の如く説明した。

××× two characters conveys the meaning that the Order is payable only by transfer on the due date

六

錢莊の經營は未だ全く family Concern の域にあり、資本亦銀行業としては餘に少額である。漢口、上海等の錢莊ですら、普通僅に五、七萬兩で十數萬兩を出すものは殆ど見られない。『零發莊』及其他の名稱にて呼ばるゝ極めて小さい錢莊を暫く別とし、市場に信用厚きものですら資本僅に二、三萬兩のものが相當に多數である。然るに恠うした程度の錢莊が發行するところの莊票が極めて圓滑に轉帳流用せられるのは、抑も亦何の理由に基くのであらう。概略ながら下の諸點を數へたい。

第一に通貨の現状が紛糾極まりないばかりでなく、支那全體として通貨の分量甚しく不足で、通貨丈けでは取引の所要を圓滑に且つ充分に満たし得ぬからである。通貨の總額が果して幾何に達しあるか、全く據る可き數字がないけれど、全體として極めて不足であることは既に内外人の一般に承認する所である。而して

一方支那商人の大部分は錢莊から資金の融通を仰いで取引を行ふのが一般普通で、彼等が錢莊に預金勘定を開く所以は之に對して貸越を受けんが爲めなのである。しかも錢莊の恣うした貸附は殆ど全部莊票を以て行はれるのであるから、莊票が通貨と相俟つて轉帳流用されることは極めて自然の成行なのである(註VII)。

何故に錢莊の貸附は主として莊票によるかといへば、錢莊は其有する多からざる資本金は普通之れを有利なる他人の事業に投資するか或は又銀行業務以外に錢莊自身が行ふ業務——例へば倉庫業の經營などに投ずる結果、當座貸越の如きは勿論錢莊自身の支拂も平素は凡て莊票に俟たねばならぬのである。民國以前は錢莊中、信用厚きものは地方官衙の官金を取扱つてゐた其上に、在支外國銀行から最も頻繁に短期借入金の融通を受けて資本の一部に援用して來たが、民國後、官金の取扱は全部政府銀行の管理に移り、外國銀行よりの短期借入金も亦既に困難となつた爲め、莊票の發行による資本填補の必要は一層強められたわけである(註IX)。

第二に錢莊の多數は錢業公會若しくは錢業公所等の同業組合を組織し、同業者の信用維持に努ると同時に必要あるに際しては互に相當の援助を吝まぬからであ

る。辛亥革命の際又は昨年江浙戦争の時、上海の錢莊中、基礎の強固なるものが、小錢莊を救援して能く倒産の危地より脱せしめたが、かゝる實例は必ずしも少くない。随つて假令個々の信用に於ては、さまざまに堅實視され得ぬ錢莊の莊票でも、組合の背景に於て能く其聲望を繋ぎ得るのである。組合に加入せぬ錢莊でも、其資本に數倍した莊票を發行してゐるもの例へば上海市にある某錢莊の如きものもあるが(註X)かゝる錢莊は取引關係ある組合加入の錢莊から、必要に際して相應の援助を受け得ることは言ふまでもなく、其發行に係る莊票も随つて組合加入錢莊の夫れと略ぼ同列にあるものと見て大過ない。

尤も漢口の錢莊に就て看られる如く錢莊中、地方に由つては未だ所謂 Unconscious individualism から脱してゐないものもある。漢口錢莊の如きは互に他店の信用を誹議するは勿論相互に軋轢して、少しも協同の傾向を現はしてゐないのである。銀行週報が悪弊なりとして指摘した所に

第一即恒以一種腦筋。窺測某店不行。互相誹議。致某店蒙不測之影響。或竟因此而被債權者所迫。不得不倒。去歲爲仁和祥、晉豐共に店名等之倒閉。即受

此惡習慣之害之一例也。第二則各幫不相聯合。如楚幫且各家獨立。於交易又互相傾軋。致彼此不活動。金融亦蒙其影響(註XI)。

果して然らば漢口等にては全體としての同業を背景として個々の錢莊が自家莊票の信用維持に盡めるやうのことは出來ぬ次第である。

註 VIII John C. Ferguson: Notes on Chinese Banking System in Shanghai. Journal of N. C. B. R. A. S. vol. 37, 1906, pp. 77-79 參看。

註 IX 清國商業綜覽四卷九八頁。Wang: op. cit. p. 452 參看。

註 X Wang: op. cit. p. 453

註 XI 上海銀行週報一九卷三二頁。

七

これ迄の叙説は莊票の性質並に受授の有様を略ぼ闡明し得たと信ずる。吾輩は續いて錢莊が從來莊票の發行に就て如何なる態度に出でたか、又如何なる經驗を嘗めたか、是等の點に言及して本文を結びたい。

抑も錢莊が急激に其數を増加し、業務の隆盛を見せるに至つたのは十九世紀後半以後に係かる。一つは外國貿易の増進につれた現象に外ならぬのであつて、此

點は Wagem 氏の著述にも特筆されてゐるが (Chinese Currency and Banking: pp. 178-182)。

上海銀行週報が漢口の錢莊に就て調査したる記事は此事實を能く傳へてゐる。

漢口錢業。現已增至百家。溯厥始創之源。爲時已久。蓋其先無所謂銀行。其

時特以流通金融者。即爲錢莊。漢口在咸同之間(咸豐、同治年間をいふ)。中英天

津條約開作商埠。於是商務漸臻發達。其原有小本營業之錢莊。亦漸時放大增

多。江西山西陝西等省人又源源來。以較大之資本。開所謂銀號。亦稱票號。

錢莊即謂之錢號(當時銀號資本至多不過十萬兩。錢莊資本至多不過二萬兩)。至

光緒中年。英人於揚子江商業勢力擴張。外貨競相輸入。出口原料亦漸時輸出。

錢業增至三十餘家。光復以後。漸至八十家。而資本漸裕。銀行漸起。票號消

滅。錢幫與銀行之營業。大小懸殊。於是形式上即以爲相隔矣。錢莊在前年增

至一百四十餘家。是爲極盛時代。然兩年來受錢價低落。金融疲滯之影響。至

今則僅存百餘家耳(銀行週報百九十三號三二頁)

然らば何故に外國貿易の隆盛につれて錢莊が繁榮するに至つたか。此事は則ち莊票の發行に關聯するのであつて、事實は恁うである。十九世紀後半、開港地に於

て對外取引に従事した支那商人が、他の商人に比較して相當豊かなる資本を持つてゐたことは、固より察するに難くない。が、併し貿易の分量が漸く増加するに随つて、彼等は取引の全部を彼等自身の資本のみに依頼することに甘じてはゐなかつた。彼等の凡ては錢莊から資金の融通を受け、能ふ限り其取引を増大することに盡むるの常であつた。而して錢莊の融通資金が現金ではなく、莊票であつたことは言ふまでもない。若しも當時の對外取引が、支那商人に取つて、今日あるやうに必ずしも常に多大の利益を收むるものではなく、時に損失をも蒙らすことあつたとすれば、彼等の突猪的猛進も幾分制限を受けたことであつたらう。錢莊の莊票發行も多少警戒され慎重されたことであつたらう。然るに十九世紀八十年代に入る迄の貿易は支那人に取つては最も多大な利益を擧げ得るものと殆ど常に限られてゐた。随つて錢莊も莊票の貸附に由つて間接に利益する所多い所から、莊票の發行は放漫に流れて行つたのである。一方、外商に在つても、各國商人が互に賣込みを競争した結果、比較的長期の莊票すら受入れることを吝まなかつたので、莊票の發行は之に由つて一層助長されてゐた。前掲銀行週報の記事に『至光緒

中年。英人於揚子江商業勢力擴張。外貨競相輸入。出口原料亦漸時輸出。錢業增至三十餘家××』とあるは、則ち莊票發行に由つて利する所多大であつた爲めである。

八十年代は支那の對外取引熱が最高潮期に達した時である。過去三十年間に亘つて外國貿易より多額の利益が收められた事實が、外支商人の間に一段と取引の増進を促したばかりでなく、外國資本家の激烈なる放資の競争も支那通商の隆盛を益々助長したのであつた。かくて八十年代の初に於て、支那は既に消化せられざる輸入品の處分に困却する状態に陥り、貿易商並に錢莊は莊票の現金支拂に漸く困窮するに立ち至つた。しかも輸入業者は勿論、之を後援する錢莊の多數は、此等の未消化輸入品は、近き將來に於て舊の如く多大の利益を以て消化され得るものと考へてゐた。輸入業者は其思惑の下に益々輸入に全力を擧げ、錢莊また現金の窮乏に困じつゝ、も猶ほ依然として莊票の發行を繼續して輸入商を援助した。然るに間もなく、彼等の思惑はうらぎられた。嗣いで起つた爲替相場の低落は、外商間の激甚な競争及び巨額なる未消化品の溢滞と彼此相俟つて、輸入品價格の下

落を惹きこし、之が爲め輸入商は多大の損失を招き、錢莊に對する債務を辨濟し能はぬ者續出するに至つた。しかも莊票は無記名約束手形である、之が現金支拂に任ずるものは錢莊である。錢莊の此時に蒙つた打撃が、いか許り大きかつたかは容易に窺ひ得る所であらう。

輸入品の下落から間接の損害を蒙りたる錢莊に取り、當に採らる可き方法は、若しも貸附が輸入品を擔保としたものであるならば、之を處分するか、又無擔保の信用貸附であるならば、輸入商の手元に在る輸入品を進で差押えるかの二途があるばかりである。然るに孰れに出るとも輸入品の價格が著しく低落したのであつたから、甚しき損失を見ることなくしては、之を賣却處分して其蒙りたる損害を填補することは出来なかつたはずである。されば錢莊は商品の差押、擔保の處分などには出でなかつた。莊客に對する信用を著しく制限したる上、對外取引を依然、繼續せしめて損害を永き期間に亘つて恢復することに盡めたのであつた。其結果は今までの輸入商は全く錢莊によつて自由に左右せらるゝ輸入ブローカーとなり、實際の輸入商は錢莊自身に外ならぬといふ現象が生れて來た。隨つて此

時以來、錢莊は事實上自身が行ふ取引に對し自身の莊票を發行したわけである。而して此傾向は九〇年代より二十世紀の初にかけて一層顯著たるに至つた。

金融業者が金融業務以外に實際の取引に参加することの極めて危険なることは言ふまでもない。多數の錢莊は之が爲め日露戰爭後に於て多大の損害を嘗めねばならぬことになつた。日露戰後の滿洲は支那に在つても外國に於ても著しく高價に評價され、約萬方哩の東三省は戰後外國商品を消化す可き一大市場であると考へられてゐた。而して當時の爲替相場は支那に有利であつた所から、輸入商は競ふて外國品の輸入に奔走した。かの一九〇七年度の輸入貿易が前年度の半額に減少したるが如きは一九〇五、六年度の輸入が極めて過剰であつたことを示すものである。其結果は十九世紀の八〇年代に見たると同じく、未消化品の戴積、價格の跌落を來し、事實上の輸入商たる錢莊は再び商品の處分と莊票の現金支拂とに著しく困却するに至つた。彼等は自店が完全に自由に左右し得る商人以外の者に對しては、莊票の融通を拒絶するなど邊に業務に緊縮を加へたが、時は既に遅く、商品の賣却に路なくして巨額の損失を招いたものが多數であつた。

